

佐賀県告示第207号

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者(平成20年佐賀県告示第427号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
1 略					1 略				
2 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校でその修業年限が同表の(ろ)欄に掲げる年数以上の課程において同表の(は)欄に掲げる科目の <u>すべて</u> を履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(に)欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務経験を同表(ほ)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(は)欄に掲げる科目の <u>すべて</u> を履修した総単位数が同表の(に)欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目の <u>すべて</u> を履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(に)欄に掲げる単位数とする。					2 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校でその修業年限が同表の(ろ)欄に掲げる年数以上の課程において同表の(は)欄に掲げる科目の <u>全て</u> を履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(に)欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務経験を同表(ほ)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(は)欄に掲げる科目の <u>全て</u> を履修した総単位数が同表の(に)欄に掲げる単位数に満たない場合にあっては、当該科目の <u>全て</u> を履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(に)欄に掲げる単位数とする。				
(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
略					略				
学校教育法による <u>中等学校</u>	2年 1年	1 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 2 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は	15単位 10単位	4年 5年	学校教育法による <u>中学校又は義務教育学校</u>	2年 1年	1 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 2 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は	15単位 10単位	4年 5年

改正前					改正後				
			演習 3 3 単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 4 1 単位以上の建築生産に関する講義又は演習 5 1 単位以上の建築法規に関する講義又は演習				演習 3 3 単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 4 1 単位以上の建築生産に関する講義又は演習 5 1 単位以上の建築法規に関する講義又は演習		

(注) 略

3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練でその修業年限が同表の(ろ)欄に掲げる年数以上の課程において同表の(は)欄に掲げる科目のすべてを履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(に)欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務経験を同表(ほ)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(は)欄に掲げる科目のすべてを履修した総単位数が同表の(に)欄に掲げる単位数に満たない場合にあつては、当該科目のすべてを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(に)欄に掲げる単位数とする。

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
学校教育法に	3年	1 5 単位以上の建	30単位	1年

(注) 略

3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練でその修業年限が同表の(ろ)欄に掲げる年数以上の課程において同表の(は)欄に掲げる科目の全てを履修した者のうち、当該履修による総単位数が同表の(に)欄に掲げる単位数以上で卒業したものであって、その卒業後当該単位数の区分に応じた建築実務経験を同表(ほ)欄に掲げる年数以上有するもの。ただし、同表の(は)欄に掲げる科目の全てを履修した総単位数が同表の(に)欄に掲げる単位数に満たない場合にあつては、当該科目の全てを履修した総単位数とそれ以外の建築に関する科目の総単位数とを合算した数を同表の(に)欄に掲げる単位数とする。

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
学校教育法に	3年	1 5 単位以上の建	30単位	1年

改正前						改正後					
よる高等学校 若しくは中等 教育学校又は 旧中等学校令 による <u>中学校</u>	2年	築設計製図に関する講義又は演習 2 7単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 3 6単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 4 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 5 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	20単位	2年		よる高等学校 若しくは中等 教育学校又は 旧中等学校令 による <u>中等学校</u>	2年	築設計製図に関する講義又は演習 2 7単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 3 6単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 4 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 5 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習	20単位	2年	
	1年	1 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 2 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 3 3単位以上の構	20単位	3年			1年	1 3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習 2 2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習 3 3単位以上の構	20単位	3年	

改正前					改正後					
			造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 4 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 5 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習				造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習 4 1単位以上の建築生産に関する講義又は演習 5 1単位以上の建築法規に関する講義又は演習			
学校教育法による <u>中等学校</u>	3年	1	3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習	20単位	3年	学校教育法による <u>中学校又は義務教育学校</u>	1	3単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習	20単位	3年
	2年	2	2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習	15単位	4年		2	2単位以上の建築計画、建築環境工学又は建築設備に関する講義又は演習	15単位	4年
	1年	3	3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習	10単位	5年		3	3単位以上の構造力学、建築一般構造又は建築材料に関する講義又は演習	10単位	5年
		4	1単位以上の建築生産に関する講義又は演習				4	1単位以上の建築生産に関する講義又は演習		
		5	1単位以上の建築法規に関する講義又は演習				5	1単位以上の建築法規に関する講義又は演習		

改正前					改正後				
		義又は演習					義又は演習		
(注) 略					(注) 略				
4 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士					4 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第5項に規定する建築設備士				
5 ~ 7 略					5 ~ 7 略				